

木更C○Nを活用した定住促進活動に関する協定書

NPO法人木更C○N（以下「甲」という。）、社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部（以下「乙」という。）及び木更津市（以下「丙」という。）は、甲が運営する木更津地域ポータルサイト木更C○N（以下「木更C○N」という。）を活用した木更津市における定住促進のための活動及び丙が行う定住促進のための活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙の密接な連携と協力により、木更津市及びその近隣市へ事業所等を立地する企業等に関係する者や東京湾アクアラインを挟んだ対岸に居住する者等に対し、木更津市の優良な住宅、宅地等に関する情報（以下「物件情報」という。）及び住環境に関する様々な情報を積極的に発信することにより、木更津市への定住を促進することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、木更津市における定住促進に関する情報を木更C○Nに集約し、当該情報を効果的に発信するものとする。

2 甲は、第3条第1項に規定する物件情報の提供を行っていることを木更C○Nにより周知するものとする。

3 甲は、木更津市への定住を希望する者から物件情報の提供の依頼があった場合は、乙に連絡するものとする。

4 甲は、丙が行う定住促進に関する活動に協力するものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は、木更津市への定住を希望する者から物件情報の提供の依頼があった場合は、当該物件情報を集約し、これを提供するものとする。

2 乙は、乙が有する木更津市における定住促進に関する情報をリンク等により木更C○Nに提供するものとする。

3 乙は、ホームページ等への掲載、チラシ等の備え付けなどの方法により、木更C○Nの周知を図るものとする。

4 乙は、甲が行う木更C○Nを活用した定住促進に関する活動に協力するものとする。

5 乙は、丙が行う定住促進に関する活動に協力するものとする。

（丙の役割）

第4条 丙は、木更C○Nを木更津市における定住促進のためのサイトと位置づけ、丙が有する木更津市における定住促進に関する情報をリンク等により木更C○Nに提供するものとする。

2 丙は、ホームページ等への掲載、チラシ等の備え付けなどの方法により、木更C○N

の周知を図るものとする。

3 丙は、甲が行う木更C○Nを活用した定住促進に関する活動に協力するものとする。

4 丙は、木更津市への定住を希望する者から物件情報の提供の依頼があった場合は、乙に連絡するものとする。

5 丙は、必要に応じて、甲及び乙その他定住促進を図る団体等との調整を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成23年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が終了する日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれかからも更新しない旨の意思表示がない場合は、この協定は1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙及び丙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名・押印の上、各自1通を保有する。

平成22年2月2日

甲 木更津市富士見1丁目2番1号
アクア木更津8階木更津市テレワークセンター
NPO法人木更C○N
理 事 長 瓦井秀和

乙 木更津市潮浜1丁目17番59号
社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部
支 部 長 榎本光男

丙 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
市 長 水越勇雄